

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の意義（背景・趣旨）

平成元年（1989年）に「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）が改正され、翌年（1990年）施行された。この改正により「定住者」の在留資格が創設された。バブル景気による労働者不足という社会課題を背景に、外国人労働者の受入れとともに日本に定住する外国人が増加する大きな契機となった。その後も入管法が幾度も改正されるなか、様々な立場や目的で外国から日本を訪れる人々が増え、定住する人も増加傾向にある。

本市においても、今日外国籍と思われる人を街中で見かけることは珍しいことではなく、市内の店舗でも、日本ではあまりなじみのない食材等が販売されていることも日常のものとなっている。

本市の外国籍人口は、平成17年（2005年）2月の市町合併以降増加傾向をたどっていた。平成21年（2009年）1月1日時点では本市全体の人口のおよそ3.73%となる4,270人に達したが、平成22年（2010年）には3,489人へと減少し、平成27年（2015年）には2,578人にまで低下した。これは、平成20年（2008年）のリーマン・ショックによる世界的不況や平成23年（2011年）の東日本大震災といった外部要因が影響していると考えられる。

その後、平成28年（2016年）からは再び増加に転じ、コロナ禍以前の令和2年（2020年）1月1日時点で3,811人であった外国籍人口は、令和7年（2025年）1月1日現在で4,937人に達している。この数値は本市全体の人口のおよそ4.43%であり、外国人住民が東近江市のまちづくりにおいて今まで以上に見過ごせない重要な存在となっていることを示している。

一方、日常を共に過ごす機会が増えているからこそ、例えばごみ捨ての方法や自治会活動など、日々の生活において言葉や文化の違いに戸惑うことは少なくない。日本で生まれ育っていれば当たり前のことであっても、日本以外の国ではそうではないことは多くある。外国人住民が身近に暮らし今後も増えていくことが予想される今日、そうした違いを知り、理解しようとお互い歩み寄ることが理想であるが、個人がそれぞれ対応するだけでは解決が難しいことも数多くある。

こうした状況を踏まえ、本市では外国人住民が日本人とお互いの文化、習慣等をそれぞれ理解し、認め合う誰もが安心して暮らせるまちを目指すため、「東近江市多文化共生推進計画」を策定する。

2 多文化共生に関する制度の経過

平成 18 年（2006 年）3 月、国は「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における多文化共生の意義、多文化共生施策の基本的な考え方、多文化共生の推進に係る具体的な施策を示した。その背景には、平成 20 年（2008 年）をピークに人口が減少する局面に入ると同時に少子高齢化が進み、働き手が不足するという日本社会の大きな問題があった。

その後、国は平成 20 年（2008 年）に「留学生 30 万人計画」を策定し、翌年の平成 21 年（2009 年）入管法改正では在留資格の「留学」と「就学」が一本化された。また、平成 20 年（2008 年）インドネシア、フィリピン、次いで平成 26 年（2014 年）にベトナムとの間に経済連携協定を締結し、看護師や介護福祉士候補者の受入れが始まった。

平成 30 年（2018 年）の入管法改正では「特定技能」の在留資格が創設され、農業・製造業・建設業・外食産業など労働力が不足する分野において、最長で 3 年間であった実習期間が最大 5 年まで延長可能となるなど、幅広い分野で長期間働くことができるようになった。

さらに同年、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、これまでの外国人の受入れを中心にした制度の組み立てから、様々な国籍の外国人が「生活者」として、日本に定住することを想定した内容に転換が図られた。

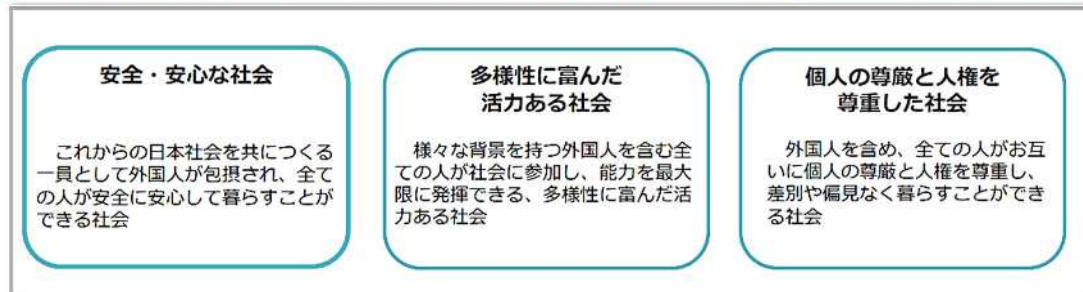
この方針に基づき、令和元年（2019 年）には入国管理局が廃止され、出入国在留管理庁（法務省の外局）が設置された。その役割に「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」や「外国人の受入れ及び共生に関する最近の取組」など、在留資格や出入国管理に関する業務だけでなく共生社会の実現を所管する部署として位置付けられた。

令和元年（2019 年）、入管法の改正により、特定技能制度の下で一定の専門性や技能を有する外国人の受入れが可能となった。さらに、令和 6 年（2024 年）の入管法改正によって、人材確保と人材育成を目的とする「育成就労」制度が参議院で可決され（令和 9 年（2027 年）から実施）、これまで以上に外国人が日本で幅広く働き長期的に暮らすことができる内容へと外国人施策は大きく変化しつつある。今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれることから、出入国在留管理庁は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」として、三つのビジョンと四つの重点事項を示した（図 1）。このロードマップでは、外国人労働者を「生活者」として、その家族やライフステージ・ライフサイクルについても言及し施策を図ることとしている。

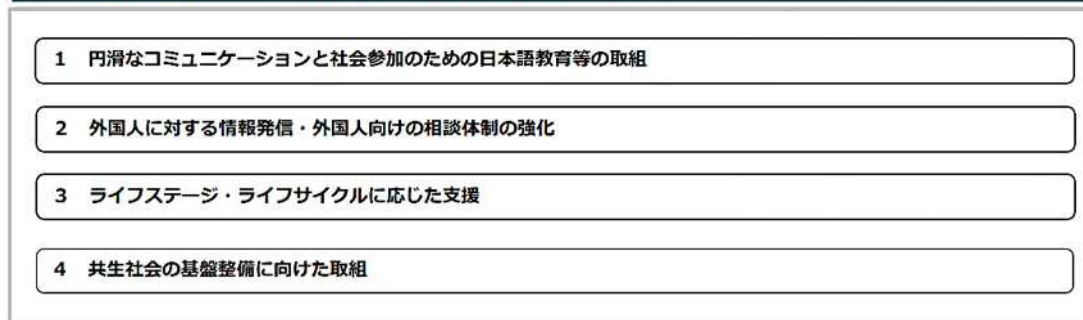
外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和5年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（104施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）



2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）



【図1：出入国在留管理庁ホームページ「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html) から引用】

3 計画の位置付け

本計画は「東近江市総合計画」を上位計画とする個別計画であり、同計画に掲げる将来像「うるおいにぎわいのまち東近江市」の実現に向け、多文化共生の取組を体系的にまとめたものである。

4 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、庁内の関係課職員で構成する「東近江市多文化共生推進委員会」を設置し、多文化共生推進のための課題や事業を整理するとともに計画案を検討した。

また、外部委員会を設け、多文化共生について幅広く議論を深め計画の内容を充実させるとともに、関係機関の相互理解と連携を深める場とした。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）の 10 年間とする。ただし、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応するため、東近江市の多文化共生を所管する部署を事務局とした委員会等を毎年開催し、進捗の確認をするとともに必要に応じて見直しを行うこととする。